

令和8年度 長田区まち育てサポーター業務に係る委託仕様書 (地域の居場所づくり支援事業)

1. 事業の目的

令和8年4月より「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として地域交流センターの運用が開始する。本事業では、ふれあいのまちづくり協議会が地域交流センターを円滑に運用できるよう支援する。また、活動事例やノウハウを共有することで、現在の地域活動の充実を図る。さらに、他の地域活動主体による地域交流センターの利用促進を支援することを目的に、「まち育てサポーター」を配置する。

2. 委託業務の内容

(1) 地域交流センターを「ふれあいのまちづくり事業の拠点」にとどめず、様々な地域活動主体が活用する施設として管理・運営するために、以下を行う。

- ・ 多世代に向けた地域交流センターの周知と利用促進
- ・ 区内で実施される子育てサークル、学習支援、子ども食堂、季節行事などの多世代交流事業への参加による情報収集
- ・ ユニークな活動事例やノウハウを他のふれあいのまちづくり協議会等に共有
- ・ 地域活動の担い手探しなど地域の実情に応じたサポート

(2) ICT 活用支援

- ・ 「予約管理システム・スマートロックシステム」を導入する地域交流センター（区内10か所）を毎月巡回し、システム入力を支援
- ・ 子育て情報サイト「ためまっぷながた」やSNSの活用支援
- ・ 各ふれあいのまちづくり協議会で作成される会計書類のデータ入力支援

(3) 報告業務

- ・ 区への改善提案を含む報告書の作成
- ・ 毎月の活動内容をまとめた日報・月報の作成

3. 成果品

- (1) 報告書（年2回以上、提出時期：半期に1度程度）
- (2) 日報及び月報（提出時期：翌月月初め）

4. 委託期間

2026年4月1日～2027年3月31日

5. 委託業務の履行場所、作業場所等

長田区内地域交流センター及び各ふれあいのまちづくり協議会、子育てサークル等の活動実施の場所

6. その他

- (1) 神戸市は、受託者の業務の実施にあたり、本仕様書で定める事項に反した場合には、契約金額の一部または全額を返還させることができる権利を有することとする。
- (2) 受託者は、神戸市から、当該事業の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、速やかに書類の提出に応じることとする。
- (3) 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (4) 神戸市契約規則第25条第1号により、契約保証金は免除とする。
- (5) 契約の性質上、担保期間（第13条）は設定しないものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議の上決定するものとする。
- (7) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は、契約金額以外の費用を負担しない。